

新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準の策定にあたりご意見を募集します

令和元年 7 月 15 日
新宿区総務部総務課

新宿区では、公の施設におけるヘイトスピーチを防止するため、利用制限に関する基準を策定する予定です。この基準（素案）につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民等の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

【基準策定に向けた区の基本的な考え方】

区で設置した公の施設（※）において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第 2 条で規定する、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者等が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定します。

（※区で設置した公の施設の例…地域センター、区民ホール、スポーツセンター、生涯学習館、シニア活動館・地域交流館、区立公園など）

【意見募集期間】

令和元年 7 月 15 日（月）から令和元年 7 月 31 日（水）まで【必着】

【資料の閲覧及び配付場所等】

総務課（本庁舎 3 階）、区政情報課（本庁舎 3 階）、区政情報センター（本庁舎 1 階）、特別出張所（10 所）、区立図書館（10 館）及び新宿区ホームページ

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他基準に直接的な利害関係があると認められる方

【提出方法】

- ① 郵送
- ② ファックス
- ③ 持参（総務課窓口のみでの受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。）
- ④ 区民意見システム（新宿区ホームページからお寄せください。）

【提出先】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所本庁舎 3 階
新宿区総務部総務課総務係
電話 03-3209-1111（内線 2513）F A X 03-3209-9947

【添付資料】

- ① 新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準（素案）
- ② 新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準（素案）概要
- ③ 意見用紙

【その他】

ご意見を提出する際は必ず、氏名、住所等をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名等、個人が特定できる情報は公開いたしません。